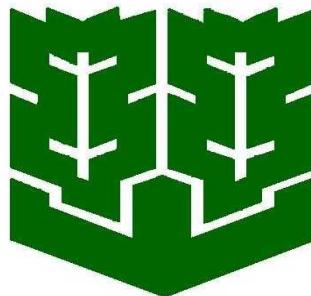


市 場 概 要

令 和 7 年 度 版



松 山 市

目 次

I 駿売市場の概要	1
1. 松山市における駿売市場の歴史	1
2. 松山市の駿売市場のあゆみ	10
3. 駿売市場の意義及び目的	14
4. 市場の機構 一生鮮食料品等の流通のしくみ	14
5. 市場施設の概要	19
6. 市場施設配置図	20
7. 市場関係事業者	22
8. 売渡代金決済の機構	25
9. 開場の状況	28
II 事務事業の概要	29
1. 管理機構と分掌事務	29
2. 市場予算	31
3. 市場建設事業	33
4. 市場使用料	35
5. 市場運営審議会	36
III 統計資料（年次）	37
1. 市場別、部門別取扱実績の推移	37
2. 部門別、種別取扱高の推移	38

I 卸売市場の概要

1. 松山市における卸売市場の歴史

(1) 青果市場

松山市の青果市場については、明治以前の資料に乏しく、はなはだ明瞭さを欠いているが、江戸時代に農民が土橋口（旧国道56号線市街地入口）及び新立口（旧国道11号線市街地入口）で商いを行い、買手は「出買」と呼ばれていた。また幕末の頃には立花口（旧国道33号線市街地入口）において久万山（現在の上浮穴郡久万高原町）の特産品である毛皮、シイタケの商いが行われたとも伝えられる。

明治期の卸売市場の歴史は主に、いわゆる「果物問屋」の歴史として三津地区を中心に展開、記録されている。当時、三津港は地元最大の物資の集散地、とりわけ果物は対岸にある興居島が産地でこれと直結して周辺近郊から果物が三津へ出荷され、果物取引市場が自然発生的に形成されていた。この頃、三津には数軒の個人経営の荷受問屋、仲買人と称する業者は三津に4、5軒のほか市内に数軒が散在していた。

明治39年（1906年）6月、青果問屋7軒を廃止し、当時の三津浜町長逸見義一が発起人となって三津果物市場株式会社（資本金2万円）が設立され、営業を始めた。ここでは興居島のビワ、天津モモの委託を中心に紀州ミカンの買付をし、会社は集金、支払の業務を行ったが、取引はそれ以前の問屋による主管制によっていた。役員は問屋関係者で占められ、会社の運営は役員の自由裁量で全て決定するといったきわめて封建的な制度である。

明治末期から大正初期にかけて地場の赤ナシの全盛期を迎える、リンゴ、ミカンも増産されるようになると市場は活況を呈し、広島、神戸方面への県外送りが盛んに行われたが、正月から5月にかけての果物が品薄な時期には、鯨及び肥料の斡旋を行っていた。

大正2年（1913年）には温泉郡、伊予郡、松山市を中心にして伊予果物同業組合が組織され、指定問屋制度を導入するなど制度的な整備が進み、やがて会社は朝鮮半島の京城や釜山へナシ、ミカンの輸出を行うようになった。輸出を始めた矢野貞義（松山青果株式会社前会長）は、大正10年（1921年）、祖父である矢野亀太郎からの卸売、出荷の兼業不適当説によって出荷業を仲買人へ委譲し、卸売業に専念した。

こうして大正7年（1918年）の米騒動、不況は業界にはほとんど関係なく過ぎ去ったが、昭和初期、2年（1927年）の金融恐慌、5年（1930年）の金解禁、世界的な大恐慌の渦の中、国内の物価下落から売上げが低下し、会社は倒産寸前となつた。そして、三津実業界の近藤正平（のちの三津浜町長）を社長に迎え、昭和6年1月、新会社として再スタートを切り、さきの主管制は廃止されることとなつたのである。その後、満州事変、金輸出の再禁止による物価高騰が到来、果物業界は思わぬ戦時好況を迎えた。昭和7年（1932年）、この頃、三津にも果物とは別に青果市場が立つようになった。

昭和12年（1937年）7月、日華事変が発生し、我国経済は統制経済への足を踏み出した。ぼう大な戦費の支出は通貨の膨張をきたし、これにつれて物価は上昇し、国民は生活難に陥らざるを得ない。昭和14年（1939年）9月の国家総動員法の発動に基づく「価格停止令」によって、一般的の物資、料金の物価上昇は避けられたが生鮮食料品はその特殊性から依然として上昇を続けた。その後、昭和15年（1940年）8月、「生鮮食料品の配給及び価格の統制に関する件」の公布、商業振興報告会の結成、翌16年（1941年）8月の青果物及びいも類に対する「配給統制規制」の公布によって、完全な配給統制時代に入った。

この間、一般物資の生産、統制が厳しくなるにつれ、果物の需要はますます増加した。とりわけ軍の食糧として軍需優先でインフレ景気に乗り満州方面へのミカンを中心とする輸出が盛んに行われたが、これも昭和14年からは個人では扱いができなくなり、政府指令の統制機関、日本柑橘連盟へ強制加入させられることとなった。

卸売業者は配給機関となり、昭和17年（1942年）には愛媛県青果荷受組合連合会（会長小野寅吉、専務矢野貞義）が結成され、県下の青果物を一手に集め、公定価格によって消費者に再配分を行った。松山市においては、既に昭和16年中に旧市内の市場、問屋が松山青果物配給統制株式会社（社長、小西健一）に、また17年には三津果物市場株式会社が三津青果物配給統制株式会社（社長、近藤正平）に改組され、青果物の配給を行った。そして、果樹園の共同経営、品種改良等、愛媛の果樹生産の発展に大きく貢献した伊予果物同業組合も同じように統制に追いつめられ解散した。

戦争が激しくなった昭和20年7月、2つの統制会社は愛媛県当局の強制的な指導により松山青果株式会社（社長堀本宣実、専務桐野忠兵衛、常務矢野貞義）を設立、発足させたが、その月の終り、26、27日の松山大空襲で焼失した。この会社は資本金19万8,000円、4分の1は温泉郡各村農会の持分で、配給機関である生活必需品組合にも一部株を持たせるという、農家、市場、配給組合、三位一体を狙ったものであった。

大正初期から中期にかけて創設されたもので、土橋（旧国道56号線市街地入口）を中心として市内に散在していた市場、問屋は統制会社に吸収され、昭和16年から23年まで営業の中止を余儀なくされている。昭和20年11月、青果物及び生鮮魚介の公定価格と配給統制は完全に撤廃された。しかし、悪性インフレーションとやみ行為の横行で、翌年4月には再び青果物の統制令が公布されるに至る。統制会社は有名無実となり、さきに統合された松山青果株式会社土橋市場、同三津市場、マルハ青果市場、伊賀上青果市場、平尾青果市場は昭和21年、実質的に営業を再開した。

昭和23年頃になると食糧事情も徐々に好転し、昭和22年の果実を皮切りに昭和23年につけもの、昭和24年には野菜の統制解除が行われた。統制解除が実施されると市場関係者は早速、市場の復興に着手した。昭和24年には上記の松山青果株式会社土橋市場、同三津市場、有限会社マルハ青果卸売市場、有限会社伊賀上商店のほか、新立

青果市場、温泉青果農業協同組合三津市場、同松山市場、昭和26年には伊予青果海産協同組合、昭和27年には平尾青果有限会社、石丸青果市場が正式に発足、卸売業務を開始した。その後、昭和35年には有限会社古町青果市場、昭和38年には、土橋青果農業協同組合の生産市場を吸収して温泉青果農業協同組合土橋市場が加わり、松山市内の青果市場は9業者12市場となった（法人化は後のことであるが名称は中央卸売市場入場直前のものとしている。）

当時の青果物卸売業者9業者12市場では、ほとんど委託品の「せり売り」であり、「せり」参加者は小売業者であるので上場単位が非常に小さく、場内の狭隘さと併せて、分荷は全く非能率的であった。また、卸売業者自体も大小さまざままで、過当競争による過剰集荷、有利品の取合い等からくる販売規格の不統一、不安定から、生産者に対しては出荷への不安を与え、買受人に対しては価格の更改、値引き等が起こりやすく、消費者に対しても価格の乱高下を生じやすいといった、流通上、不合理な状態にあった。

一方、施設においては狭隘のうえ、老朽化しているため、減耗、腐敗を生ずる度合いが多く、自動車の激増に伴う周辺の交通麻痺等により荷物の搬出入は年々難しくなっていた。昭和38年、温泉青果農業協同組合松山市場は土橋市場の吸収もあり、市内出渕町（現在の三番町6丁目）より湊町8丁目へ移設、名称を中央市場と改め、混雑の緩和等に努めたが、市場の移転はきわめて難しい状況下にあった。

以上のようなことから、流通機構の改革、充実が望まれ、業界及び生産者、消費者の代表者で構成された松山市中央卸売市場設置促進協議会（会長、松山商工会議所会頭　末光千代太郎）より、中央卸売市場建設促進の陳情書が市長及び市議会議長へ提出され、昭和40年9月定例市議会で採択された。これを受け、松山市は中央卸売市場の開設に積極的に取組み、まず入場業者について当初、卸売業者は一本化の方針を打ち出し、再三にわたり協議したが、昭和42年、国（農林省）の指導により2社複数制を導入することとし、これを基本方針とした。その後、この基本方針に沿って業者間の協議を種々行ったが、最終的には卸売業者の複数制以外には開設許可が見込まれないということでき業界は了承した。（温泉青果農業協同組合組合長　桐野忠兵衛、松山青果株式会社社長矢野貞義）。

昭和44年12月、松山市は総合市場方式により中央卸売市場建設用地を久万ノ台に購入（91,327m²、5億2,000万円）、昭和45年11月には松山市中央卸売市場指定区域及び開設区域が決定された。青果と水産物部門を分離する分離市場方式により水産市場を三津へ設置することを求めた請願書が昭和47年9月定例松山市議会で不採択となり、青果部の先発入場が決定されたのである。

昭和47年12月1日、松山市中央卸売市場（現、中央市場）青果部建設工事総合設計を株式会社日建設計へ委託、建設は昭和48、49年度の継続事業として株式会社大林組四国支店が施工し、昭和49年10月15日、完成した。

青果部卸売棟16、542m²（卸売場9、607m²仲卸売場2、970m²関係業者事

務所2, 720m²ほか) 倉庫, 加工場棟935m², バナナ加工場棟480m², 関連商品売場棟5, 066m², 管理棟2, 604m² (金融機関事務所430m²を含む) 駐車場20, 977m² (951台収容) 等, 鉄骨構造, 建設費は19億4, 300万円, 用地費を含めた総事業費は24億5, 100万円である。

既に昭和48年8月6日, 市内青果卸売業者の松山青果株式会社, 有限会社マルハ青果卸売市場, 平尾青果有限会社, 有限会社伊賀上商店, 石丸青果市場, 新立青果市場の6業者が松山大同青果株式会社を設立, 新会社として地方卸売市場で業務を開始した。その後, 同年8月10日, 松山大同青果株式会社は名称を松山青果株式会社(代表取締役, 矢野貞義)と改めた。また昭和49年4月1日, 温泉青果農業協同組合及び有限会社古町青果市場が丸温松山中央青果株式会社(代表取締役, 長谷川迪)を設立, 新会社として青果卸売業務を開始した。

昭和49年11月15日, 農林大臣より中央卸売市場の開設認可を受け, 開場式が執り行われ, 昭和50年1月20日, 卸売業者2社(丸温松山中央青果株式会社, 松山青果株式会社), 仲卸業者22社, 売買参加者950名, 付属営業人(現在の関連事業者)60店, 金融機関2行, 運送業(現在は関連事業者としている)2店で業務を開始した。

昭和51年8月, 青果部冷蔵庫棟建設工事に着手, 機械設備工事は東洋工機株式会社, 主体工事は株式会社大林組四国支店が施工, 同年12月に完成した。延面積1, 657m², 収容量2, 151トン, 総事業費2億1, 900万円である。

昭和52年, 水産物部の分離, 三津への設置の機運が高まり, 同年9月, 中央卸売市場開設運営協議会が水産市場を松山港第2ふ頭用地へ設置するよう市長へ答申するに及んで, 同年10月20日, 青果部業界の要望が市場へ出された。その内容は次のようなものである。青果部関係業界は, 松山市中央卸売市場の建設, 設置が総合市場として開設されるという大きな将来性の展望と, 流通事情の合理化という基本的要請に立脚して, 市の要請を受入れたものである。しかしながら, この総合市場計画を変更し, 分離市場計画を推進することは, 青果関係業界にとって精神的にも経済的にも大きな痛手を受けることになり, これに対処するため, 現在の施設の充実, 整備(主として, 卸売場, 仲卸売場の拡張), 或いは業務運営上の改善(使用料の減免等)を要望する。

松山市は, 青果部の業務開始後, 約4年を経過した昭和53年10月, 卸売業者取扱量(特に地場野菜)の伸びが著しいこと, また規格化の困難等により特に, 卸売場, 仲卸売場が狭隘となってきたこと等から青果部卸売場棟増改築工事に着手, 翌年11月完成了。第1期新設工事と同じく, 設計は株式会社日建設計, 施工は株式会社大林組四国支店, 総事業費は4億6, 900万円である。主な工事内容は①卸売場を東西へ1スパン(19.5m)ずつ拡張し, 卸売場の面積を広げるとともに仲卸売場の1店舗あたりの面積を約2倍とする②倉庫, 加工場棟を1.8m嵩上げする③駐車場を拡張(3, 920m², 161台収容), 増設する④守衛所(南第3門)を新設する, 等である。昭和56年6月, 中央市場へ花き部が入場し, 水産市場は同年9月, 分離市場で業務開始

した。中央市場青果部は、その増改築工事によって第3次整備計画（平成2年度まで）においても、駐車場を除いて十分に余力のある施設となっている。

その後、第5次整備計画（平成3年～平成12年まで）において、バナナ加工所の増改築（現バナナ加工所を取り壊し別の場所へコンピュータ管理の近代的なバナナ加工所を建設する）を計画し、平成4年11月に着手、翌年5月に完成した。総事業費約4億5千万円。

また平成5年9月取り壊したバナナ加工所の跡地へ卸売業者専用倉庫を2棟（一部はバナナ、輸入果実の選別加工場として使用）の新築工事に着手し翌年2月に完成した。

平成28年8月5日、中央市場冷蔵庫棟改修工事に着手し、平成30年1月10日に完成した。

（2）花き市場

本市における花き市場の歴史は浅く、また資料にも乏しく不明瞭であるが、花き業界関係者からの聞き取りによると、戦前は全てが生産者であり、生産者自ら、直接消費者へ売っていたという。松山市内では現在の南斎院町、衣山町、南江戸町に花を多く栽培していたので、地理的に共通する現JR松山駅前の広場にそれぞれが持ち寄り、そこへ花の小売業者が買いに来るという方法と、「庭買い」といって小売業者が直接、生産者のところへ買いに行く方法等での取引が一般的であった。

また小売店は現在の市駅前、千舟町、一番町周辺等にあり、その他は市内の各所で朝早くから「お花、あいりんかア」などと声を引いて売り歩く小売業者の姿がよく見られたという。

戦後復興期を経て、我が国が高度成長期へと向かう昭和26年3月、南江戸町の土居卯一宅で垣本茂、高橋俊輝が花市場設立の会議を持つなどして、にわかに花き市場設立の機運が高まった。

昭和29年1月25日、土居卯一（花市商会）、高橋俊輝、衣山地区生産者有志、花き商有志は、松山市幸町（現在の大手町2丁目）において松山生花市場（代表者 鎌田武城）を開場した。しかしながら、花き商の期待に応えることができない等の意見が出た結果、花市商会の土居卯一は同市場を脱退し、同年11月15日、松山中央生花市場を設立した。

これにより松山市における花き市場は、松山生花市場と松山中央生花市場の2市場となり、両市場は地元生産者の後援を依頼しながら、高知県の球根切花、香川県のキク、カーネーション、枝物、球根切花、徳島県のキク、枝物、球根切花、広島県のキク、カーネーション等、当地に不足した花きの出荷要請を図る一方、呉、広島両市場からも応援を得て経営は順調に伸展した。

その後、昭和39年3月1日、松山生花市場は敷地が狭隘となり、三番町へ移転、名称を愛媛生花市場（代表者、鎌田武城）と変更した。

昭和44年4月、愛媛県花き園芸組合連合会理事会において、県下の花き流通の中心

である市場を早期に整備統合する必要があるとの意見が出された。

昭和45年10月、松山市周辺の生産者からの強い要望により、松山市農業協同組合を軸として周辺生産者による統合推進運動が展開され、昭和46年9月30日、松山中央生花中央市場（代表者 当初は土居卯一、後に菌田稔允）と協力し、株式会社松山協同生花市場（代表取締役 立町芳行、資本金1,000万円、所在地 松山市味酒町1丁目10番3号）を設立、同年10月1日、業務を開始した。

また、愛媛生花市場は経済の高度成長に伴う消費の伸展及び生産の増大に伴う花き業界の広域流通に対応するため、市場運営の合理化を図る必要が生じ、生産者、卸売人、買受人一体となり株式会社設立の機運が高まり、昭和48年6月26日、株式会社愛媛生花市場（代表取締役 鎌田武城 資本金1,100万円、所在地 松山市久万ノ台176番地3）を設立した。その後、同社は昭和51年8月22日、代表取締役に大森明が就任した。

昭和49年10月1日、株式会社松山協同生花市場は事務所を松山市萱町6丁目168番地に移転している。

昭和52年、両市場の代表者及び商人組合の代表者から、松山市中央卸売市場に花き部を設置するよう、松山市へ陳情書が提出された。松山市では、種々検討を行い、国の指導を得て、松山市中央卸売市場整備計画を変更（水産市場の分離と花き部の設置）、昭和53年4月、官報により公表した。

中央卸売市場に入場する卸売業者数については、松山市の当初の方針、2社複数制に対し、昭和53年7月、生産者、買受人を含めた両市場の代表者より1社が望ましいとの要望があった。松山市は研究、調査の結果、1社あたり5～6億円程度と取扱額が少ないこと、あるいは関係業界がこぞって1社制を望んでいること等を考慮して、卸売業者を1業者とすることで、昭和55年1月、総合設計を株式会社浪速設計事務所へ委託した。

昭和55年3月、松山市は中央卸売市場花き部の卸売業者は1業者に統合するという方針で国（農林水産省）の理解を求めた。国（農林水産省）としては、「地方卸売市場は県の指導下にあることは承知しているが、公正取引委員会の最近の傾向では昭和47年度に金沢の単数審判以来、単数の許可をした例がなく、全国の関係業界が松山市の花き業界の入場を注目しているのであまり変則的な例をつくりたくない」「現時点でもう一度、2業者入場の話はできないのか」「卸売業者の取扱額も1業者5～6億円なら採算がとれる」「設計変更もできるので十分、検討協議してほしい」等の指導を受けた。

以上のような指導を受けたため、松山市では関係官庁、あるいは関係業界と再三にわたり協議し、できる限り円滑な入場の方途を探った。その結果、花き部の卸売業者は、株式会社組織ではなく、花き生産者団体が最も強く要望している農業協同組合組織によることとし、1業者に定め、入場前、即ち地方卸売市場において統合し、そのまま中央卸売市場へ入場させるよう方針を固めた。

昭和 55 年 9 月 27 日、株式会社大林組四国支店の施工により建設工事に着手、翌年 5 月 25 日、完成した。花き部卸売場棟 2、791m²（卸売場 1、230m²、仲卸売場 180m²、関係業者事務所 407m²、関連商品売場 216m²ほか）、温室 142m²、見本庭園、生け垣コーナー 640m²、駐車場 4、410m²（173 台収容）等、鉄骨構造、建設費（総事業費）は約 4 億 3,000 万円である。

昭和 56 年 3 月 24 日、3 月定例松山市議会において中央卸売市場業務条例を改正、名称を松山市中央卸売市場中央市場花き部とした。

同年 3 月 31 日、株式会社松山協同生花市場（代表取締役 立町芳行）及び株式会社愛媛生花市場（代表取締役 大森明）は、愛媛中央花き農業協同組合（組合長理事 立町芳行）に営業権を譲渡し、同年 4 月 1 日、地方卸売市場として業務を開始した。

昭和 56 年 6 月 29 日、卸売業者 1 社（愛媛中央花き農業協同組合）、仲卸業者 2 社（株式会社愛媛花きセンター、株式会社松山花き園芸）、売買参加者 376 名、関連事業者 2 店（食堂、園芸資材）で中央卸売市場として業務を開始した。

平成 30 年 4 月 1 日、愛媛中央花き農業協同組合から株式会社愛媛花市場に名称変更した。

（3）水産市場

松山市における魚市場の歴史は古く、今から約 500 年前の応仁元年（1467 年）には、河野通春が港山城主（現在の水産市場荷受所北東約 300 m）となり、毎朝城兵の米穀魚菜を近郷の民より買上げ、ここに多人数集合市場ができ、それが今に名高い「三津の朝市」の発祥とされる。また、150 余年後の元和 2 年（1616 年）4 月 15 日、松山藩主加藤嘉明当時に下松屋善衛門が魚を売買したのが始まりともいわれている。いずれにしても瀬戸内海の好漁場を背景に魚の売買取引はかなり以前より発達していたものと思われる。

その後、寛文 3 年（1663 年）、次の松山藩主、松平定行が家老である三津の天野作佐衛門ほか 2 名に対し魚問屋を申し付け、生魚の問屋 17 名としてこれに出入する漁夫を定め、また 5 里以内には魚市場を開かせないようにし、元文 2 年（1737 年）には、三津須先町砂浜に毎朝魚問屋を集めて吟味の後、監督の下に円陣を張り取引させるなど、次第に市場としての形態を整えていった。

明治 5 年（1872 年）には魚問屋 16 名が共同して魚市場を設立した。明治に入り欧米の資本主義経済の導入により、その影響を受けた別の魚問屋 15 名は、明治 13 年（1880 年）、株式会社を設立し、魚商人 108 人と特約し取引を行うようになった。後にこの両市場は合併し、資本金 1,600 円の会社を設立、明治 21 年（1888 年）には直径 18 間（約 36 m）、254 坪（約 838 m²）の円型市場を建設、営業している。

昭和に入り 2 年には三津浜町が 231,500 円で魚市場を買収し、町営市場となり昭和 15 年、三津浜町が松山市と合併して松山市営魚市場となった。既に、昭和 12 年 7 月の日華事変後、我国経済は戦時統制経済下にあり、昭和 15 年 8 月の「生鮮食料品

の配給及び価格の統制に関する件」の発効を契機に、昭和16年中に生鮮食料品には公定価格が設定され、同年、4月には鮮魚介類の配給統制規則を公布、完全な配給統制時代に入ることになる。昭和19年、魚市場の営業は愛媛県水産業者に委嘱し、鮮魚統制社会と配給店による配給制度となったのである。

昭和20年7月27日の松山大空襲には幸いにも三津地区は難を免れたが、終戦を迎えた市場においても多難をきわめた。公定価格と配給統制の撤廃は悪性インフレーションを生み、昭和21年3月、水産物は再び統制経済下に入りやみ行為を厳重に取締らなければならない有様であった。このため水産物の統制は昭和25年3月まで続けられた。

旧市内の復興が旺盛な意欲をもって着々と建設が進められる中、昭和27年、松山市議会は魚市場の開設を決議、再発足させることとし、旧市場の施設の不備及び老朽化による倒壊の恐れのため、昭和28、29年度の2ヶ年で総工費4,300万円をかけ、卸売場(800m²)等を鉄筋造で建設、昭和30年7月、完成と同時に営業を開始した。

一方、県においては、昭和28年、魚市場条例、同施行規則制定が公布され、松山市においても魚市場設置条例、手数料、使用料条例が制定、公布された。

昭和33年、松山市は魚市場新構想を提示、卸売人を8業者に統合し、仲買人(買受人)6組合を結成させ、団体取引契約を締結して新体制が発足した。これにより松山市における水産物の流通事情は、鮮魚関係が2市場(うち、1市場は民営)9業者、塩干乾物関係が19業者となり、これらが中心となって水産物の集荷卸売を行うという状況であった。しかし、総体的に規模が小さく、市内に散在しているために都市の発展、需要の増大に伴って施設の狭隘、老朽化の度ははなはだしく、需要に応じた取扱いが困難な市場が多く、供給の多少によって価格が著しく変動するといった不安定な経営を余儀なくされていた。

以上のようなことから流通機構の改革、充実が望まれ、業界及び生産者、消費者の代表者で構成された松山市中央卸売市場設置促進協議会(会長 松山商工会議所会頭 末光千代太郎)より、中央卸売市場建設促進の陳情書が市長及び市議会議長へ提出され、昭和40年、9月定例松山市議会で採択された。

昭和44年12月、松山市は総合市場方式により中央卸売市場建設用地を久万ノ台に購入(91,327m²、5億2,000万円)、昭和45年11月には松山市中央卸売市場指定区域及び開設区域が決定された。総合市場方式或いは青果と水産物部門を分離する分離市場方式については当初より意見が分かれ、昭和47年9月定例松山市議会において分離市場方式による水産市場の三津への設置を求める請願書が不採択となるに及んで、この問題は一応の決着をみた。この間、昭和43年7月から47年6月に至るまで「三津の朝市を守る会」(会長 桂政尾)を中心とする団体は16回にわたり水産市場の三津への設置を請願していたものである。その後、松山市は再三にわたり、総合市場方式による説得を行ったが、関係者、特に「三津の朝市を守る会」の理解は得られなかつた。

昭和52年、松山市は中央卸売市場整備にかかる調査を財団法人食品需給研究センターへ委託した。結果、水産物部の設置は分離市場方式により松山港埋立地に立地することがより良いとの見解を示した。この報告書に基づき、松山市及び市議会は、分離市場方式を採用、推進する方向で調査研究することを決定、昭和52年9月、市長の諮問機関である松山市中央卸売市場開設運営協議会より、分離市場方式が望ましいとの答申を受けた。松山市は中央卸売市場整備計画の変更を行い、昭和53年4月、松山市中央卸売市場整備計画の変更（水産市場の分離設置と青果市場への花き部の併設）が官報で公表された。

昭和53年7月、水産物地方卸売市場の卸売業者8社（民営の1市場は中央卸売市場への入場の意思がないため除く）より、中央卸売市場入場のための新会社2社に統合するグループ別の確認書が提出された。統合の組合せは、①Aグループとして金子水産株式会社、株式会社魚庄、有限会社榎田商店、有限会社三津浜水産の4社、②Bグループとして伊予水産有限会社、愛媛県漁業協同組合連合会三津鮮魚介類協同販売所、有限会社三津浜三共水産、株式会社村繁商店の4社となっている。

昭和53年10月31日、松山市は愛媛県より水産市場建設用地として三津ふ頭を購入（28, 260m², 12億1,000万円）、昭和53年11月30日、水産市場建設工事総合設計を株式会社梓設計大阪支店へ委託、建設は昭和54、55年度の継続事業として株式会社大林組四国支店が施工し、昭和55年12月28日、完成した。水産物部卸売場棟10, 050m²（卸売場4, 494m², 仲卸売場2, 151m², 関係業者事務所1, 515m², 管理事務所529m²ほか）関連商品販売棟771m², 金融機関棟318m², 冷蔵庫棟2, 744m², 駐車場1階9, 030m², 2階5, 092m²等、鉄骨構造、建設費は27億1, 700万円、用地費を含めた総事業費は39億2, 700万円である。

昭和56年3月24日、3月定例松山市議会において中央卸売市場業務条例を改正、名称を松山市中央卸売市場水産市場とした。

同年6月20日、上記のAグループにより株式会社松魚（代表取締役 坂本邦一）が設立され、8月4日にはBグループによる株式会社マツスイ（代表取締役 藤原勘一）が設立された。

昭和56年9月16日、卸売業者2社（株式会社松魚、株式会社マツスイ）、仲卸業者17社、売買参加者265名、買出入189名、関連事業者11店、金融機関2行で中央卸売市場として業務を開始した。（敬称略）

2. 松山市の卸売市場のあゆみ

年 月 日	事 項
昭和40年 6月 3日	松山商工会議所等、25団体から松山市中央卸売市場建設の陳情書が市長及び市議会議長宛に提出された。
9月21日	上記陳情書を9月定例市議会で採択。
42年 6月17日	松山市議会中央卸売市場建設特別委員会を設置。
10月 1日	松山市中央卸売市場建設推進臨時専門委員を委嘱。
12月11日	中央卸売市場建設推進臨時専門委員会で中央卸売市場建設の総合市場方式による基本構想を発表。
43年 7月 3日 ～	この間に水産市場を分離市場方式により三津地区に設置するよう陳情書が16回にわたり提出された。
47年 6月12日	
44年 1月17日	中央卸売市場建設特別委員会において市場建設用地の候補地を決定。
12月20日	総合市場方式による中央卸売市場建設用地として久万ノ台に用地を買収(91, 327m ² , 5億2, 000万円)。
12月26日	中央卸売市場建設都市計画事業決定(県告示第1193号)。
45年11月30日	松山市中央卸売市場指定区域(農林省告示第1763号)及び開設計画(農林省告示第1765号)が決定。
47年 2月10日	新「卸売市場法」の規定により松山市中央卸売市場整備計画が官報「官庁報告」で公表。
9月22日	市議会で分離市場方式について不採択と議決、議会の意思が正式に表明された。
12月 1日	松山市中央卸売市場(現、中央市場青果部) 総合設計委託(設計監理株式会社日建設計47.12.1～48.5.31)
48年 7月 1日	松山市中央卸売市場(現、中央市場青果部) 建設工事に着手(施工、株式会社大林組、一括契約18億3, 000万円)。
8月 6日	松山青果株式会社(商社系6社が統合)、新会社として地方卸売市場で青果卸売業務を開始。
49年 4月 1日	丸温松山中央青果株式会社(農協系1、商社1が統合)、新会社として地方卸売市場で青果卸売業務を開始。
9月10日	青果部仲卸業者、22社を内定。
10月11日	付属営業人(現、関連事業者)、60店を内定。
10月15日	松山市中央卸売市場(現、中央市場青果部) 完成(総事業費24億5, 100万円)。
11月15日	農林大臣より中央卸売市場の開設認可を受ける。
	開場式

年 月 日	事 項
昭和 5 0 年 1 月 2 0 日	青果部業務開始。
5 1 年 5 月 6 日	青果部冷蔵庫棟の設計委託（設計監理、新日本技術コンサルタント 5 1 . 5 . 6 ~ 5 1 . 5 . 2 7)。
8 月 5 日	青果部冷蔵庫棟建設工事に着手（施工、主体工事 株式会社大林組、設備 工事 東洋工機株式会社）。
1 2 月 3 1 日	青果部冷蔵庫棟建設工事完成（総事業費 2 億 1 , 9 0 0 万円）。
5 2 年 2 月 1 日	青果部冷蔵庫棟の操業開始。
3 月 7 日	株式会社松山協同生花市場及び株式会社愛媛生花市場並びに両市場商人 組合代表より中央卸売市場に花き部設置方の陳情書が提出された。
5 2 年 7 月 8 日	中央卸売市場の整備について財団法人食品需給研究センターに調査委 託（委託費 2 6 0 万円）。
9 月 3 日	財団法人食品需給研究センターより水産物部の設置について、分離市場 方式による松山港埋立地への立地の見解を示した調査報告書が提出され た。
9 月 5 日	上記報告書について、市長より中央卸売市場開設運営協議会に諮問。
9 月 1 6 日	中央卸売市場開設運営協議会より水産市場の松山港外港第 2 ふ頭用地 への立地、分離市場方式の採用を市長に答申。
5 3 年 3 月 1 4 日	愛媛県知事に松山港外港第 2 ふ頭用地の譲渡方書類を提出。
3 月 1 5 日	国の卸売市場審議会において松山市中央卸売市場整備計画の変更（水産 市場分離設置と青果市場へ花き部を設置）が承認。
4 月 7 日	上記整備計画の変更について官報で公表。
6 月 1 0 日	青果部卸売場棟増改築その他工事の設計委託（設計監理、株式会社日建 設計、5 3 . 6 . 1 0 ~ 5 3 . 7 . 2 0)。
1 0 月 4 日	青果部卸売場棟増改築その他工事に着手（施工、株式会社大林組、一括 契約 4 億 3 , 0 0 0 万円）。
1 0 月 3 1 日	水産市場の用地買収（2 8 , 2 6 0 m ² , 1 2 億 1 , 0 0 0 万円）。
1 1 月 6 日	漁業権（伊共第 8 5 号共同漁業権）の消滅について覚書に調印（補償費 3 , 5 0 0 万円）。
1 1 月 3 0 日	水産市場建設工事総合設計委託（設計監理 株式会社梓設計、5 3 . 1 1 . 3 0 ~ 5 4 . 3 . 3 1)。
5 4 年 9 月 2 7 日	水産市場建設工事に着手（5 4 , 5 5 年度の継続事業、施工 株式会社 大林組、一括契約 2 6 億 1 , 5 0 0 万円）。
1 1 月 2 2 日	青果部卸売場棟増改築その他工事、完成（明許繰越、総事業費 4 億 6 , 9 0 0 万円）。

年 月 日	事 項
昭和 55 年 1 月 18 日	花き部建設工事総合設計委託（設計監理 株式会社浪速設計事務所, 55. 1. 18 ~ 55. 3. 31）。
9 月 27 日	花き部建設工事に着手（施工 株式会社大林組, 一括契約 3 億 8, 900 万円）。
12 月 25 日	水産物部仲卸業者, 17 社を内定。
12 月 28 日	水産市場建設工事完成（総事業費 39 億 2, 700 万円）。
56 年 2 月 2 日	水産市場関連事業者, 9 店を内定。
3 月 24 日	3 月定例市議会において「業務条例」等を一部変更（花き, 水産物の追加により市場の名称を改正前の松山市中央卸売市場に加え「中央市場」「水産市場」の 2 市場とし, 中央市場に「青果部」「花き部」を設置すること等の改正）。
3 月 27 日	農林水産大臣より水産物部の開場認可を受ける。
4 月 1 日	愛媛中央花き農業協同組合（農協系 1, 商社系 1 が統合）, 新法人として花き卸売業務を開始。
5 月 13 日	花き部仲卸業者, 2 社を内定。
5 月 19 日	農林水産大臣より花き部の開場認可を受ける。
5 月 25 日	花き部建設工事完成（明許縦越, 総事業費 4 億 3, 000 万円）。
6 月 2 日	花き部落成式（開場式）。
6 月 18 日	花き部関連事業者, 2 店を内定。
56 年 6 月 20 日	株式会社松魚（商社系 4 社が統合）, 水産物卸売会社として設立。
6 月 29 日	花き部業務開始。
8 月 4 日	株式会社マツスイ（漁協系 1, 商社系 3 が統合）, 水産物卸売会社として設立。
9 月 7 日	水産市場落成式（開場式）。
9 月 16 日	水産市場業務開始。
平成 2 年 8 月 15 日	青果部卸売場棟保冷庫（ジャバラ式）設置。
4 年 3 月 31 日	水産市場海水再利用設備新設。
5 年 5 月 31 日	バナナ加工所建設工事完成（総事業費約 4 億 5, 000 万円）。
8 年 3 月 29 日	青果部作業棟兼倉庫新築主体その他工事完成。
16 年 2 月 26 日	花き部オーナショナルーム及び機械せりシステム完成。
17 年 8 月 3 日	水産物部卸売場棟に調理室完成。
18 年 3 月 15 日	中央市場入荷量・市況表示設備設置工事完成。
22 年 4 月 1 日	市場再編により公設花き地方卸売市場として業務開始。
23 年 3 月 31 日	市場再編により公設水産地方卸売市場として業務開始。

年　月　日	事　項
平成 25 年 2 月 28 日	青果棟北側買荷保管積込所工事完成。
30 年 1 月 10 日	中央市場冷蔵庫棟改修工事完成。
30 年 4 月 1 日	花き卸売業者株式会社愛媛花市場に名称変更。
30 年 6 月 22 日	卸売市場法改正公布。
令和 2 年 6 月 17 日	農林水産大臣より青果部（中央）の認定を受ける。
2 年 6 月 21 日	改正卸売市場法施行。
2 年 7 月 29 日	県知事より水産物部（地方）の認定を受ける。 (※法施行との時差は県の標準処理期間による)。
2 年 7 月 31 日	県知事より花き部（地方）の認定を受ける（同※）。
2 年 9 月 17 日	中央卸売市場下水道接続。
4 年 9 月 5 日	青果部せり開始時刻の変更。

3. 卸売市場の意義及び目的

卸売市場は、私たちの毎日の生活に欠かせない生鮮食料品等（野菜、果実、魚類、肉類、花き等）を卸売する市場で、卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づいて地方公共団体等が農林水産大臣及び県知事の認定を受け開設するものである。

この卸売市場は、生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための卸売の中核的拠点となるとともに、区域外の広域にわたって生鮮食料品等の流通改善を図る要として位置づけられる。

卸売市場法は、「卸売市場の適正かつ健全な運営の確保」を柱に「生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする」としている。

生鮮食料品等は天候等の自然条件によって豊凶があり、また鮮度が著しく低下しやすいため長期保存が難しい一方、需要は小口で毎日必要なものである。こうした生鮮食料品等の特性から無益な競争、不合理な取引が行われ消費者及び生産者に著しい不利益を与えることのないよう、また非衛生的な取扱いを受けない等のため、生鮮食料品等の流通施設として、地方公共団体が施設及び経費を負担して卸売市場を管理、運営しているものである。

ここでは具体的に、開設者の指導と監督のもとに法令に基づいて取引は公開の方法によることが原則とされ、「せり売り」または「相対売り」によって公正な取引が行われる。また、生産者の販売代行機関としての卸売業者が売手となり消費者の代表ともいべき仲卸業者及び売買参加者が買手となる取引は、品質、鮮度等を適切に評価し、需要、供給の動向を適確に把握する専門熟練者の手によって行われ、適正な価格が形成される。生産物が一括して大量に市場に集中することにより生産者及び市場業者ともに運賃その他の諸経費が節減され、これによって得られる利益は消費者に還元される。

主に以上のような効果の実現を図ることが卸売市場の目的である。

4. 市場の機構 一生鮮食料品等の流通のしくみー

生鮮食料品等の流通機構としての卸売市場は、①出荷者（生産者、出荷団体、集荷業者）、②市場業者（卸売業者、仲卸業者、売買参加者）、③市場関係者（関連事業者、関係団体等）、④買出入人（小売商、加工業者、大口需要者等）の4つの機構に大別され、開設者である松山市はこれらのものが行う取引について、市場に直接関係する部分を中心に指導監督し、市場の運営にあたる。

（1）出荷者

直接、市場関係法令の適用は受けないが、市場取引にとって絶対に欠くことのできないものであり、市場関係法令でも間接的にその適正な利益を保護されている。

① 生産者

農家、漁業、漁業会社、食品加工業者等、自ら生産するものをいう。

生産者によって直接市場に出荷されるもののうち（取引金額ベース），青果物では野菜・果実とも1割弱と，生産者の組織化・系統化とともに漸減傾向にある。この点，花きは約4割強と個人出荷が主力である。水産物は鮮魚で約1割が個人，漁業会社も約1割と合計して約2割がこの形態で出荷されるが，冷凍，塩干加工品で極めて少ない。

② 出荷団体

農業協同組合，漁業協同組合，出荷組合等生産者が共同して出荷する組織をいう。青果物はこの形態での出荷が約5割強と一番多く，野菜・果実はともに約5割が系統団体（任意組合は1割未満）での出荷であり，系統化が一段と進んでいる。花きは約1割強がこの形態で出荷されるが，このうち約2割強（全体では極めて少ない）が任意組合の出荷である。水産物ではこの形態での出荷は極めて少ない。

③ 集荷業者

いわゆる産地仲買人と呼ばれるもので，生産者から自己の計算によって生産物を買取り，市場に出荷するものをいう。青果物においては野菜が約3割，果実が約1割とこの形態による出荷は平均して低い水準にあり，花きもほとんどないのが現状である。一方，水産物は鮮魚がこの形態による出荷が一番多く，4割以上を占める。

④ 輸入業者・商社

集荷業者の範ちゅうに入るが特殊な品目について国内需要を満たすため外国から輸入し，市場に出荷するものである。水産物では冷凍品の約9割この形態で出荷されるが，青果物（野菜・果実とも）・花きでは約1割である。

⑤ 他市場の卸売業者・仲卸業者

大都市集散市場の卸売業者，仲卸業者を経由して出荷されるものであるが，その割合は青果物（野菜・果実とも）1割弱・花きにおいては切花が2割強，鉢物は極めて少ないものとなっており，水産物においても極めて少ないものとなっている。

（2）市場業者

市場内において市場取引に直接参加するものである。したがって市場業務全般について市場関係法令の適用を受け，開設者の指導監督のもとにおかれている。

① 卸売業者

開設者（松山市長）の許可を受けて出荷者から販売委託されたまたは買付けた生鮮食料品等を市場内の卸売場において，仲卸業者または売買参加者に卸売する。販売は「せり売り」または「入札」・「相対取引」によって行われ，委託物品については，卸売業者はその販売価格に対して委託者（出荷者）から一定の手数料を受ける。

卸売業者は市場機構の中で最も中心的な存在である。単に委託され，買付けた生鮮食料品等を販売

するだけでなく、大局的見地から需要を把握し、安定的な供給に努め、生産者と消費者の利益を保護するという公共性を持っている。このため、卸売市場においては必要最小限の卸売業者しか許可されていない。

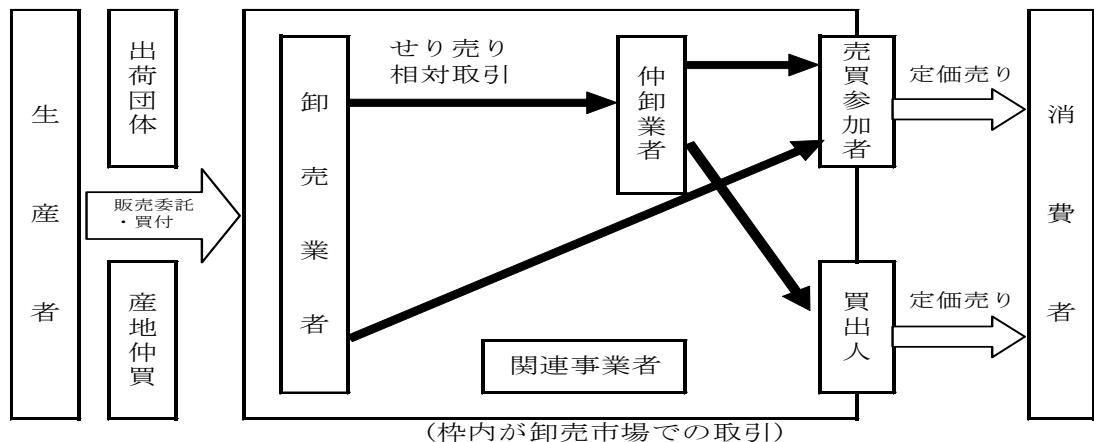
(参考) 卸売業者が委託者（出荷者）から受ける委託手数料の率

中央卸売市場青果部	野菜及びその加工品	8. 5%
	果実及びその加工品	7. 0%
公設花き卸売市場	花き	10. 0%
公設水産卸売市場	水産物及びその加工品	6. 0%
	調理冷凍加工品	6. 0%

② 仲卸業者

開設者（松山市長）の許可を受け、卸売業者が行う「せり売り」または「入札」・「相対取引」等の売買取引に参加し、買受けた生鮮食料品等を市場内の仲卸業者で分荷、売買参加者及び買出人に「相対取引」・「定価売り」の方法で販売する。また市外の市場へも転送販売する。

卸売市場機構



仲卸業者の主な役割は評価と分荷機能にある。市場の売買取引は「せり売り」または「入札」・「相対取引」等の方法によって行われる。このため、価格は大量仕入れの仲卸業者を中心とする買受人の評価によって決定され、仲卸業者には生産や消費の動向を適確に把握し、品質、鮮度を正確に判断し、それによって適正な価格を決定することが要求される。

仲卸業者の第2の機能は分荷にある。中央卸売市場では多種多様の生鮮食料品等が大量に集中する。ここでは卸売業者が直接、短時間に多数の買出人等に分荷販売することが困難であり、買出人等の評価能力にも限界がある。また、個々の買出人の取引単位は小さく1人の買出人で処理できないものは仲卸業者によって分荷されることが必要となる。

以上のように、仲卸業者は自己の計算によって売買取引を行い、かつ価格を形成するという重要な機能を有しているため、健全な経営が可能な限度で自由な競争が行われ、需要と供給を正しく反映した適正な価格が形成されるよう構成されている。

(3) 売買参加者

小売商、加工業者、大口需要者等のうち、開設者（松山市長）の承認を受け、卸売業者が行う「せり売り」または「入札」・「相対取引」等の売買取引に仲卸業者と同じ立場で参加する。このうち、小売商は買受けた物品を市場外の店舗で主として一般消費者へ小売するもので、売買参加者の主力は小売商である。売買参加者には仲卸業者と同様に評価及び分荷機能が求められているが、卸売業者及び仲卸業者に対し、売買参加者は、市場の公開的、開放的な運営を維持していく上で大きく機能するものであり、消費における情報の収集伝達に大きな役割を果たすものである。

(4) 買出人

卸売市場における流通機構の最終段階に位置するもので、売買参加者として承認を受けている小売商等と同様の商行為を行うものも多いが、市場においては、卸売業者の「せり売り」等に参加することができず、仲卸業者から市場内の店舗で買受けるものをいう。

卸売市場における売買取引は、売手である卸売業者と買手である仲卸業者及び売買参加者との間に行われる。買出人については卸売市場法の体系においては何ら規定されていないが、開設者が業務規定により公の施設の利用者として、入場制限等の規定を設け、市場秩序の保持を図っている。

大都市中核市場においてはこの買出人の占めるウェイトが高いが、当市では水産市場を除いて歴史が浅く員数も少ない。水産市場における買出人のウェイトが相対的に高い要因は、①鮮度が著しく低下しやすく、「せり売り」を短時間で行わなければならない、②取引単位及び1単位当たりの価格が青果物等に比べ大きい、③水産物の中には買出人が1人で処理できる程度に単位を小さくして「せり売り」することが物理的に不可能なものが多いこと等の点にあるものと思われる。

(3) 市場関係者

市場の売買取引には直接参加しないが、出荷者、卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買出人等の利便のために、市場内で活動するものである。

(1) 関連事業者

開設者（松山市長）の許可を受け、売買参加者、買出人を中心とする市場利用者の便宜を図るために、市場内で各種の営業を行うものをいう。営業の種類は多岐にわたるが、ひとつは卸売業者の卸売する取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売など市場機能の充実に資するもので、これには関連食品、日用雑貨、運送業等がある。また、市場の利用者に便宜を提供するものとしては食堂、喫茶店が設けられている。

このように関連事業者は、市場本来の業務ではないが、市場が充実し、効率的に、円滑に機能する

ための役割を果たしている。

② 関係団体

生鮮食料品等の流通機構としての中央卸売市場には、この機構に関する殆んどの業種、業態にわたって業者の組織する組合、団体の事務所が置かれており、冷蔵庫協同組合等も置かれている。

(4) 農林水産大臣

農林水産大臣は、卸売市場に関する業務運営や施設整備などについて基本方針を定めたうえで、中央卸売市場の認定を行うとともに、開設者への指導や監督、施設整備のための補助等を講じることにより、卸売市場の適正かつ健全な運営の確保を図っている。

(5) 県知事

県知事は、農林水産大臣が定める卸売市場に関する業務運営や施設整備などについての基本方針に基づき、地方卸売市場の認定を行うとともに、開設者への指導や監督、その他必要な措置等を講じることにより、卸売市場の適正かつ健全な運営の確保を図っている。

(6) 開設者

松山市中央卸売市場及び松山市公設地方卸売市場の開設者である松山市は、卸売市場法、松山市中央卸売市場業務条例、同施行規則、松山市公設花き卸売市場業務条例、同施行規則、松山市公設水産卸売市場業務条例、同施行規則等に基づいて市場の運営、売買取引の指導監督を行っている。具体的な内容としては、①業務条例、規則の制定及び改廃、②業務許可及び指導、監督、③施設の使用許可及び維持管理、④施設整備計画の策定及び実施、⑤市場内の警備及び衛生の保持、⑥市場秩序の保持等のほか、新聞等を通じて市況や需給見通しの公表を隨時行っている。

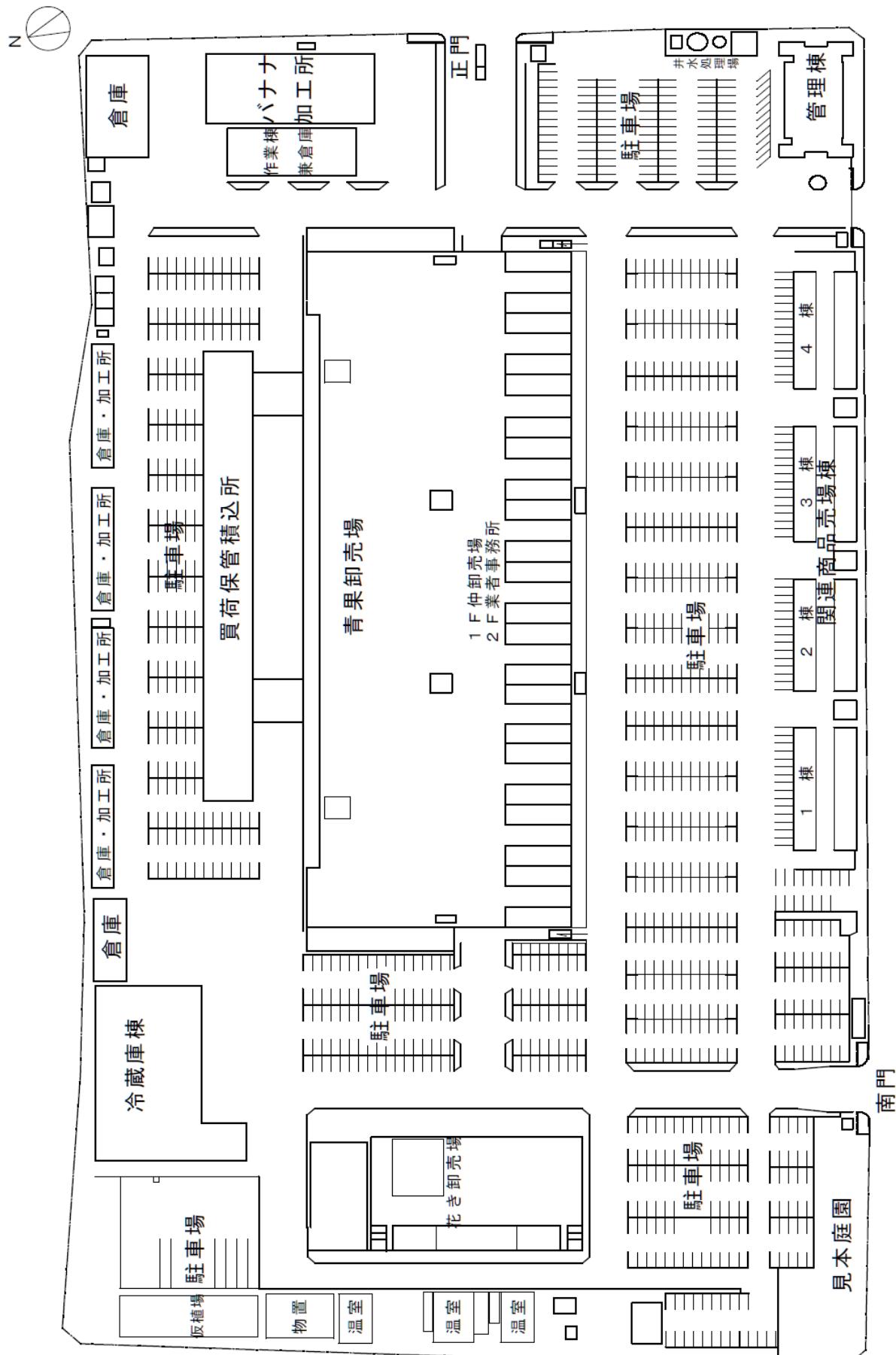
5. 市場施設の概要

項 目	市 場 别		公 設 花 き 地 方 卸 売 市 場	計	公 設 水 産 地 方 卸 売 市 場
	中 央 卸 売 市 場	青 果 部			
1. 所 在 地	松山市久万ノ台348番地1			松山市三津ふ頭 1番地2	
2. 開設年月日 (卸売市場法による認定年月日)	昭和49年11月15日 (令和2年6月17日)	平成22年4月1日 (令和2年7月31日)			平成23年3月31日 (令和2年7月29日)
3. 業務開始年月日	昭和50年1月20日	平成22年4月1日			平成23年3月31日
4. 取 扱 品 目	野菜、果実及び これらの加工品 調理冷凍加工品	花 き			生鮮水産物及び その加工品 調理冷凍加工品
5. 敷 地 面 積	76, 827 m ²	14, 500 m ²	91, 327 m ²		30, 052 m ² (1, 792)
6. 建 物 延 面 積	33, 274	3, 708	36, 982		19, 825
主 要 な 建 物 面 積	(1) 卸 売 場	10, 627	1, 230	11, 857	4, 494
	(2) 仲 卸 売 場	5, 394	180	5, 574	2, 151
	(3) 冷 藏 庫	1, 657		1, 657	2, 744
	(4) 駐 車 場	1階	23, 536	27, 946	9, 030
		2階			5, 092
	(5) 倉 庫	一般	2, 006	2, 006	898 (368)
		低温		31	31
		温室		142	142
	(6) 関連商品売場	4, 935	216	5, 151	771
	(7) 業者事務所	2, 219	505	2, 724	1, 515
	加工施設	加工所	281	281	172
		バナナ加工所	1, 048	1, 048	

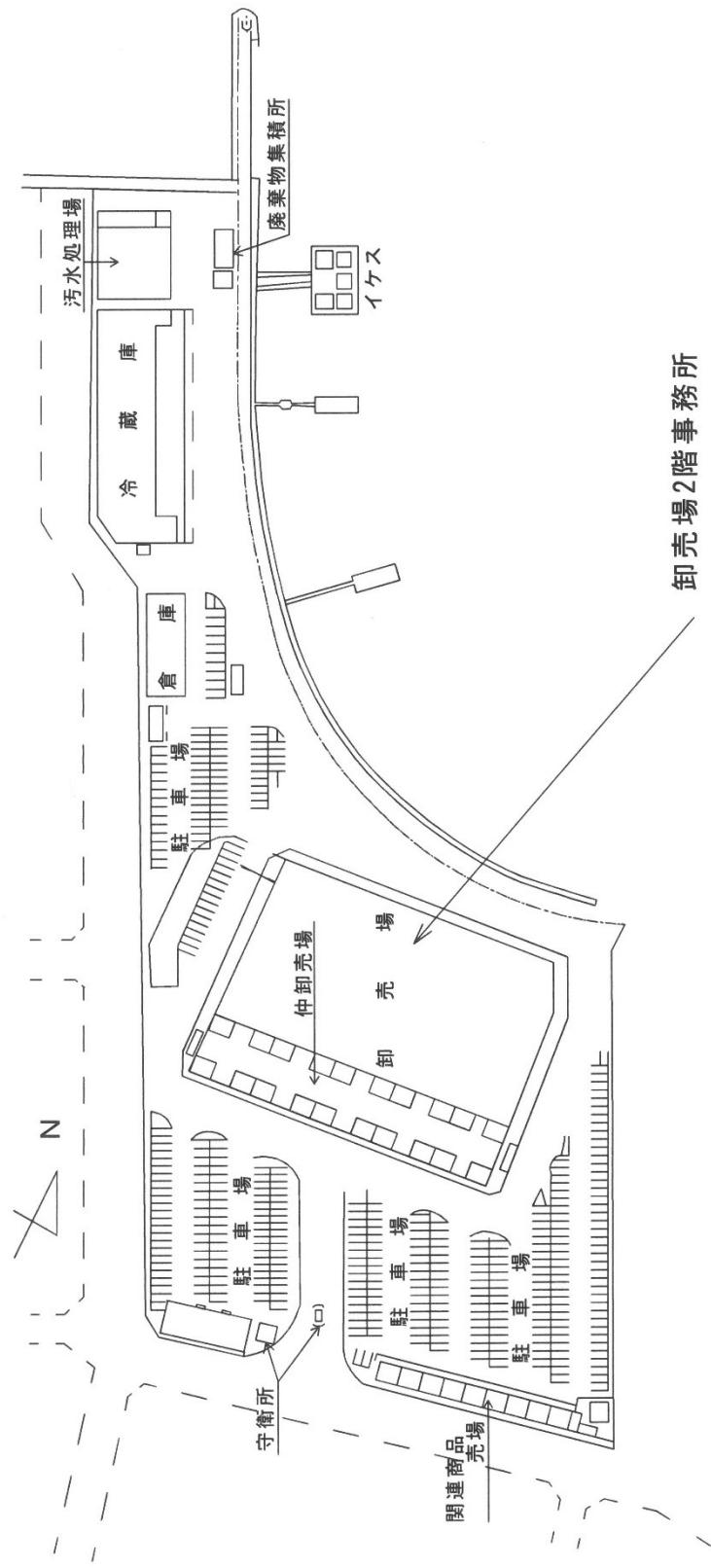
※ () 内は水産市場荷受所 (松山市三津1丁目7番35号) 分。

6. 市場施設配置図

(1) 中央市場



(2) 水産市場



卸売場2階事務所

松山魚市場(機)		管理事務所		機マツスイ	
		売買参加人事務所		仲卸業者事務所	
階段室					階段室
会議室		調理室	会議室	電算機室	会議室
				男子便所 女子便所	男子便所 女子便所
				食庫	食庫
				更衣室	更衣室
				ハンドル一室	ハンドル一室
				倉庫	倉庫
				休憩室	休憩室

7. 市場関係事業者（令和7年4月1日現在）

(1) 事業者数

業者 部門	卸売業者	せり人	仲卸業者	売買参加者	関連事業者	買出人
中央卸売市場青果部	2	80	14	154	25	23
公設花き地方卸売市場	1	6	2	148	2	43
公設水産地方卸売市場	2	52	15	80	7	137

(2) 卸売業者

部門	名称	代表者	役員 従業員数(※)	資本金 (出資金)
中央卸売市場青果部	丸温松山中央青果(株)	戸田 久光	74	千円 50,000
	松山青果(株)	河内亮典	53	65,000
公設花き地方卸売市場	株 愛媛花市場	長尾 邦浩	18	33,000
公設水産地方卸売市場	松山魚市場(株)	濱矢 武弘	27	50,000
	株 マツサイ	楠田 勲	46	50,000

(※) パートを除く

(3) 仲卸業者

部門	名称	代表者	役員・従業員数	資本金(千円)
青 果 部	(株) 丸 高	高須賀 英 明	22	10,000
	西 部 青 果 (株)	田那部 忍	16	10,000
	山 口 青 果 (株)	森 川 圭一郎	5	10,000
	(株) 松 一 青 果	白 石 芳 秀	64	20,000
	(株) 丸 八 青 果	林 晃 啓	22	10,000
	(株) フジ・アグリフルーズ	河 野 俊 之	42	10,000
	四 国 青 果 (株)	長 野 浩 憲	36	12,000
	勝 山 青 果 (株)	伊 藤 智 幸	5	10,000
	三 ツ 桃 青 果 (株)	吉 本 晋	13	10,000
	(株) 極 東 青 果	黒 田 豪 紀	4	10,000
	(株) 丸 生	岡 田 明 夫	41	10,000
	(有) 協 和 青 果	高 田 和 子	8	12,000
	村 伸 青 果 (株)	村 上 猛	15	10,000
	仙 波 青 果 (株)	長 灑 修	20	10,000
花き部	(株) 愛 媛 花 き セン タ ー	上 野 浩 司	15	25,000
	(株) 松 山 花 き 園 芸	菌 田 尚 登	14	10,000
水 産 物 部	(株) し ま だ 商 店	島 田 雅 俊	5	10,000
	(株) 古 新	古 田 善 亮	20	10,000
	(有) 杉 田 商 店	杉 田 貴 規	3	8,000
	丸 五 水 産 (株)	山 口 康 志	8	10,000
	(株) 丸 八 水 産	野 本 勝 生	5	10,000
	(株) 松 山 ダイイチ	池 内 あゆみ	5	10,000
	(株) 大 松 水 産	山 内 崇	6	10,000
	(株) か ど や	河 野 圭 美	8	10,000
	(株) 丸 正	細 野 修	4	10,000
	(株) 楠 田 水 産	楠 田 泰 正	12	10,000
	宮 本 水 産 (株)	宮 本 秀 樹	15	10,000
	(株) 中 商 店	木 谷 中	12	10,000
	(株) ヤ マ カ ツ 水 産	山 内 信 貴	4	10,000
	(株) 梶 川 商 店	梶 川 友 治	10	10,000
	(株) 中 辰	中 谷 一 郎	6	30,000

(注1) パートを除く

(4) 関連事業者（業種別）

部門	業種	業者数
青 果 部	乾物	2
	菓子	3
	鳥卵・食肉	2
	その他の	18
	計	25

部門	業種	業者数
花 き 部	飲食	1
	その他の	1
	計	2

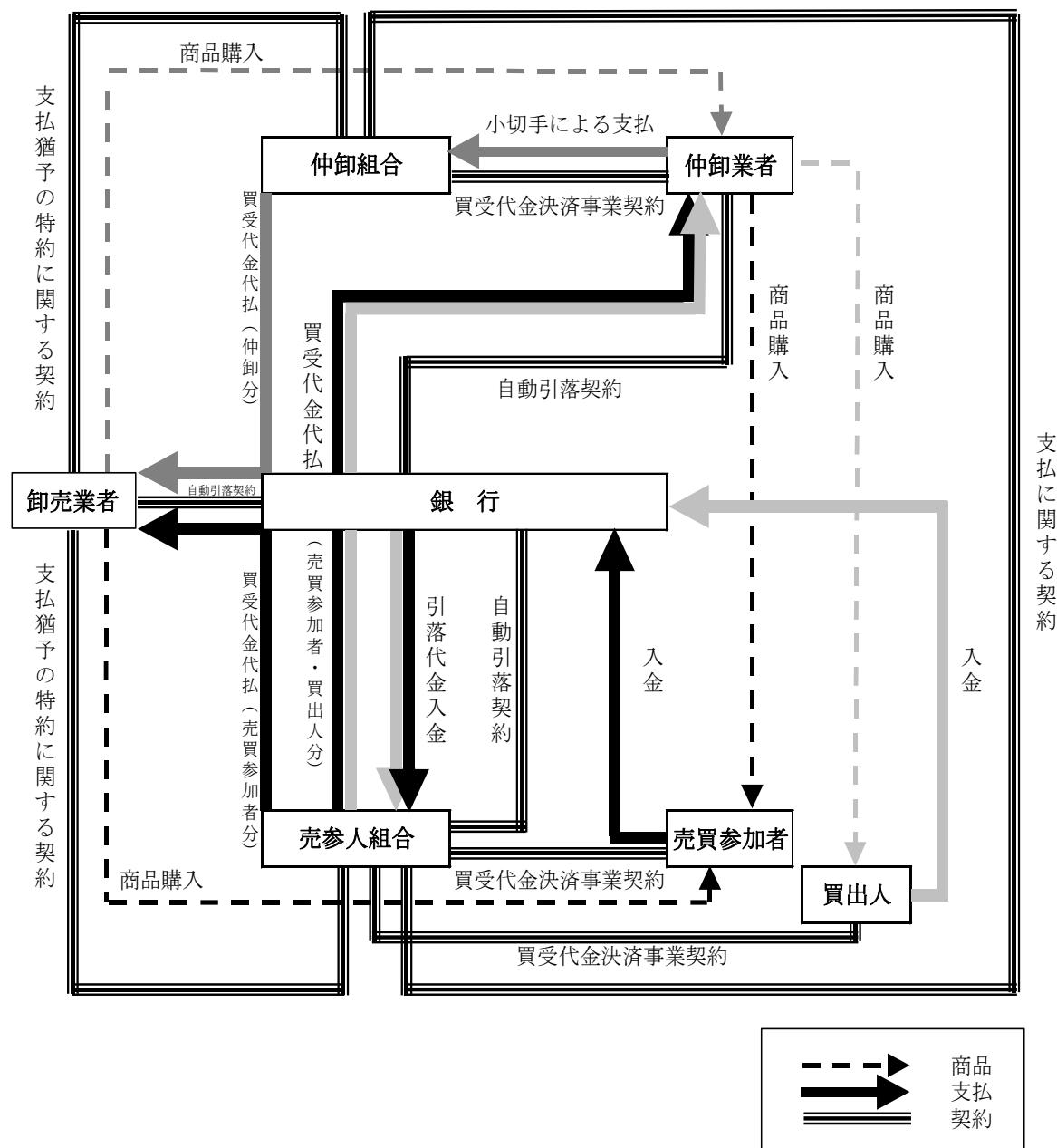
部門	業種	業者数
水 産 物 部	その他	7
	計	7

(5) 市場内関係団体

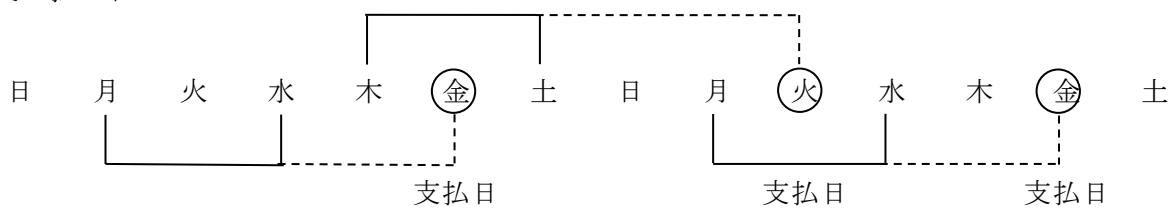
部門	団体名	代表者	組合員数
青 果 部	松山市青果仲卸協同組合	吉本 晋	14
	松山中央青果商業協同組合	杉本 誠	154
	松山市中央卸売市場関連事業者組合	平井 慎司	25
	松山市中央卸売市場冷蔵庫協同組合	河内 亮典	
花 き 部	松山市花き仲卸組合	薦田 尚登	2
	愛媛中央花き商業協同組合	永田 秀紀	148
水 産 物 部	松山市水産仲卸協同組合	島田 雅俊	15
	松山水産商業協同組合	中矢 弘史	80
	松山市水産市場関連事業者会	平田 平吉	7

8. 売渡代金決済の機構

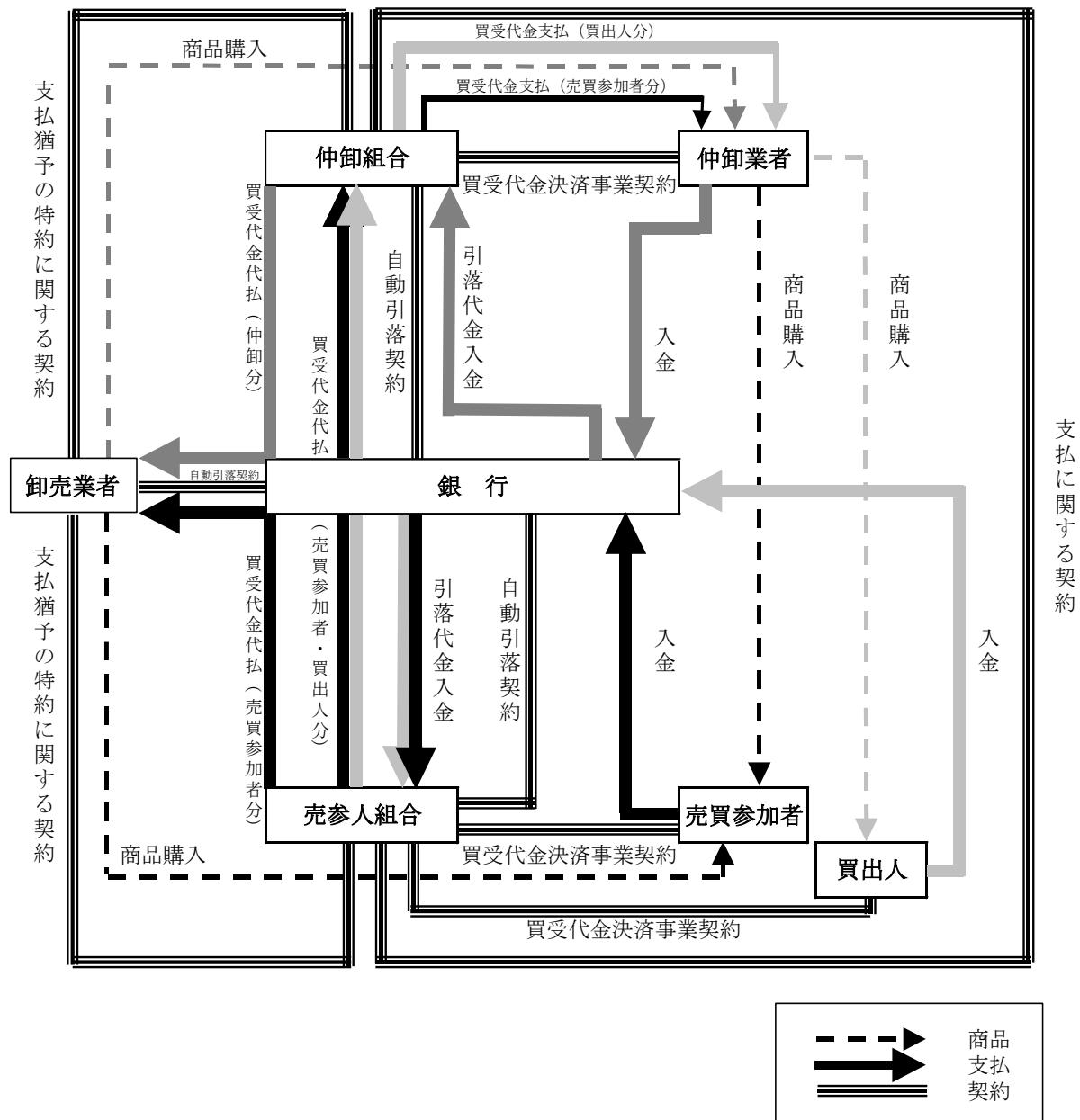
(1) 青 果 部



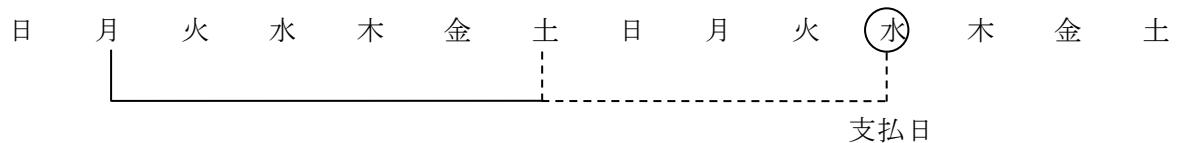
○支 払 日



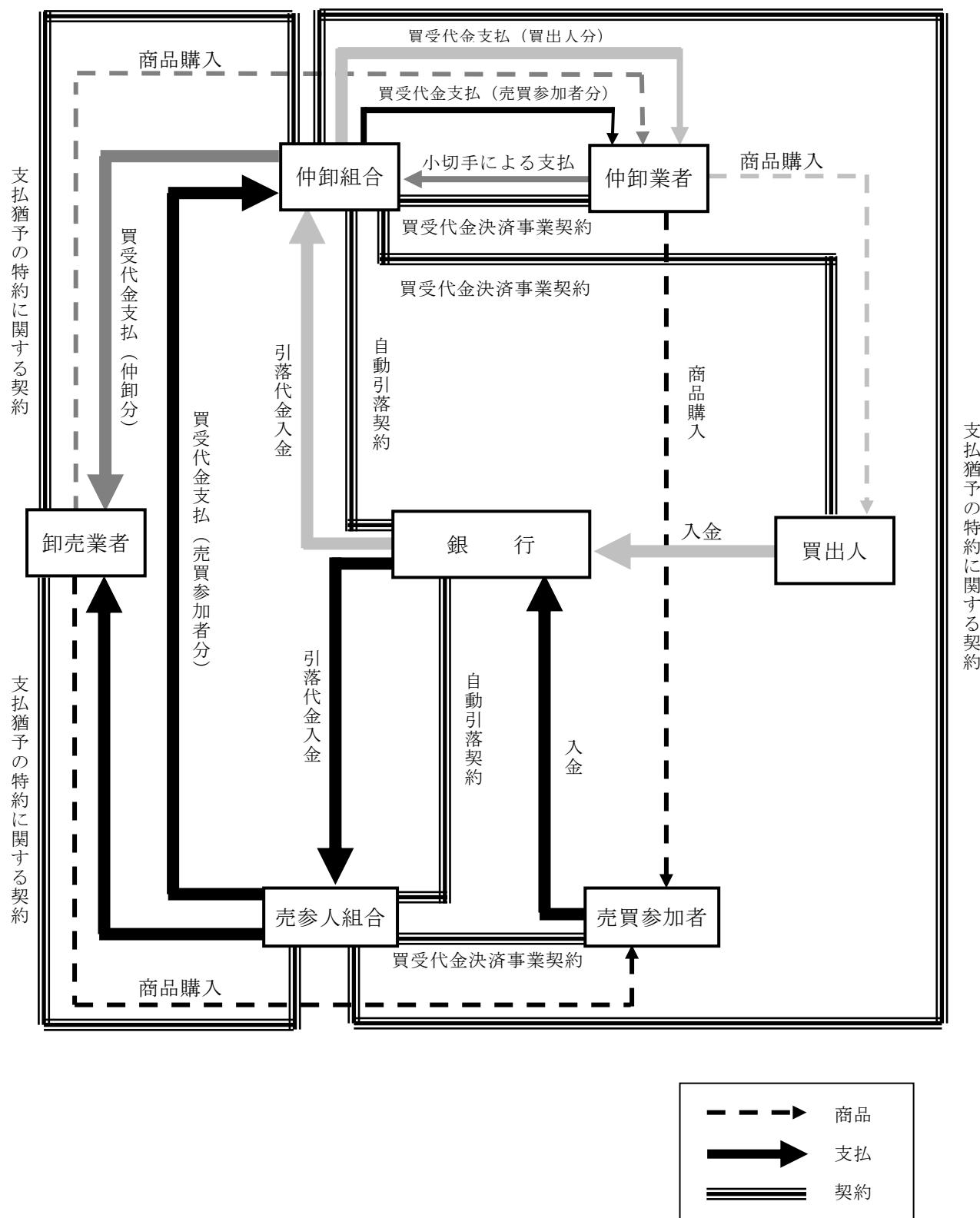
(2) 花き部



○支 払 日



(3) 水 产 物 部



○支 払 日

毎週、月曜日締めの水曜日払い、締日の月曜日が休市の場合は火曜日締めの木曜日払い。
支払日の水曜日が休市の場合も木曜日払い。締日と支払日の間には必ず1開市日をはさむ。

9. 開場の状況

(1) 開場の期日

■中央卸売市場青果部 ■公設水産地方卸売市場

次に掲げる休日を除き、毎日開場することとしているが、必要に応じて臨時的に休開場することがある。

①日曜日（1月5日及び12月27日から12月31日までの日曜日を除く。）

②国民の祝日及び1月2日から1月4日まで

■公設花き地方卸売市場

次に掲げる休日を除き、毎日開場するものとする。

①日曜日、火曜日、木曜日及び土曜日

②12月30日から1月3日まで

(2) 開場の時間

中央卸売市場青果部	0時	～	24時まで
公設花き地方卸売市場	0時	～	24時まで
公設水産地方卸売市場	0時	～	24時まで

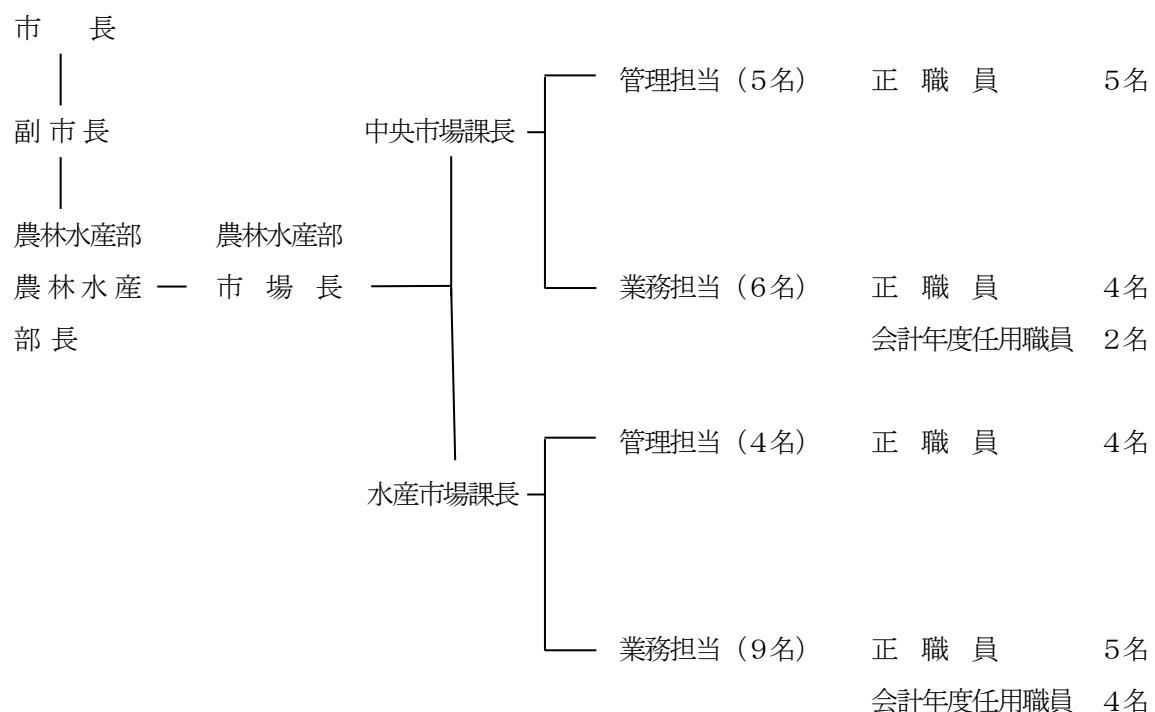
(3) セリ販売開始時刻

中央卸売市場青果部	6時
公設花き地方卸売市場	12時
公設水産地方卸売市場	5時

II 事務事業の概要

1. 管理機構と分掌事務

(1) 管理機構 (令和7. 4. 1現在)



○職員数

正職員	20名	中央市場課	正職員	10名 (中央市場課長含む)
会計年度任用職員	6名		会計年度任用職員	2名
		水産市場課	正職員	10名 (水産市場課長含む)
			会計年度任用職員	4名

(2) 分掌事務

中央市場課

- 中央卸売市場及び地方卸売市場の整備計画、運営等総括的事項に関すること。
- 中央卸売市場及び地方卸売市場に係る、例規の制定、改廃に関すること。
- 市場運営審議会に関すること。
- 中央卸売市場及び地方卸売市場の運営に関すること。
- 中央卸売市場及び地方卸売市場の使用料及び手数料の収納に関すること。
- 中央卸売市場及び地方卸売市場の調査及び統計に関すること。
- 中央卸売市場及び地方卸売市場の予算・決算及び経理に関すること。
- 中央卸売市場及び地方卸売市場関係文書の收受及び発送に関すること。
- 中央卸売市場及び地方卸売市場への入場許可に関すること。
- 青果関係業者に関すること。
- 花き関係業者に関すること。
- その他中央卸売市場及び地方卸売市場に関すること。

水産市場課

- 地方卸売市場の整備計画、運営等総括的事項に関すること。
- 地方卸売市場に係る、例規の制定、改廃に関すること。
- 市場運営審議会に関すること。
- 地方卸売市場の運営に関すること。
- 地方卸売市場の使用料及び手数料の収納に関すること。
- 地方卸売市場の調査及び統計に関すること。
- 地方卸売市場の予算・決算及び経理に関すること。
- 地方卸売市場関係文書の收受及び発送に関すること。
- 地方卸売市場への入場許可に関すること。
- 水産関係業者に関すること。
- その他地方卸売市場に関すること。

2. 市場予算（松山市卸売市場事業特別会計）

（1）令和7年度予算の仕組み

松山市卸売市場事業特別会計 卸売市場事業費 …… 市場事業費 ……	中央市場管理費 …… 青果・花き部の人事費及び 維持管理・施設整備・業務運営費 水産市場管理費 …… 水産物部の人事費及び 維持管理・施設整備・業務運営費
--------------------------------------	--

（2）令和7年度予算（市場別）

《歳出》

(千円)

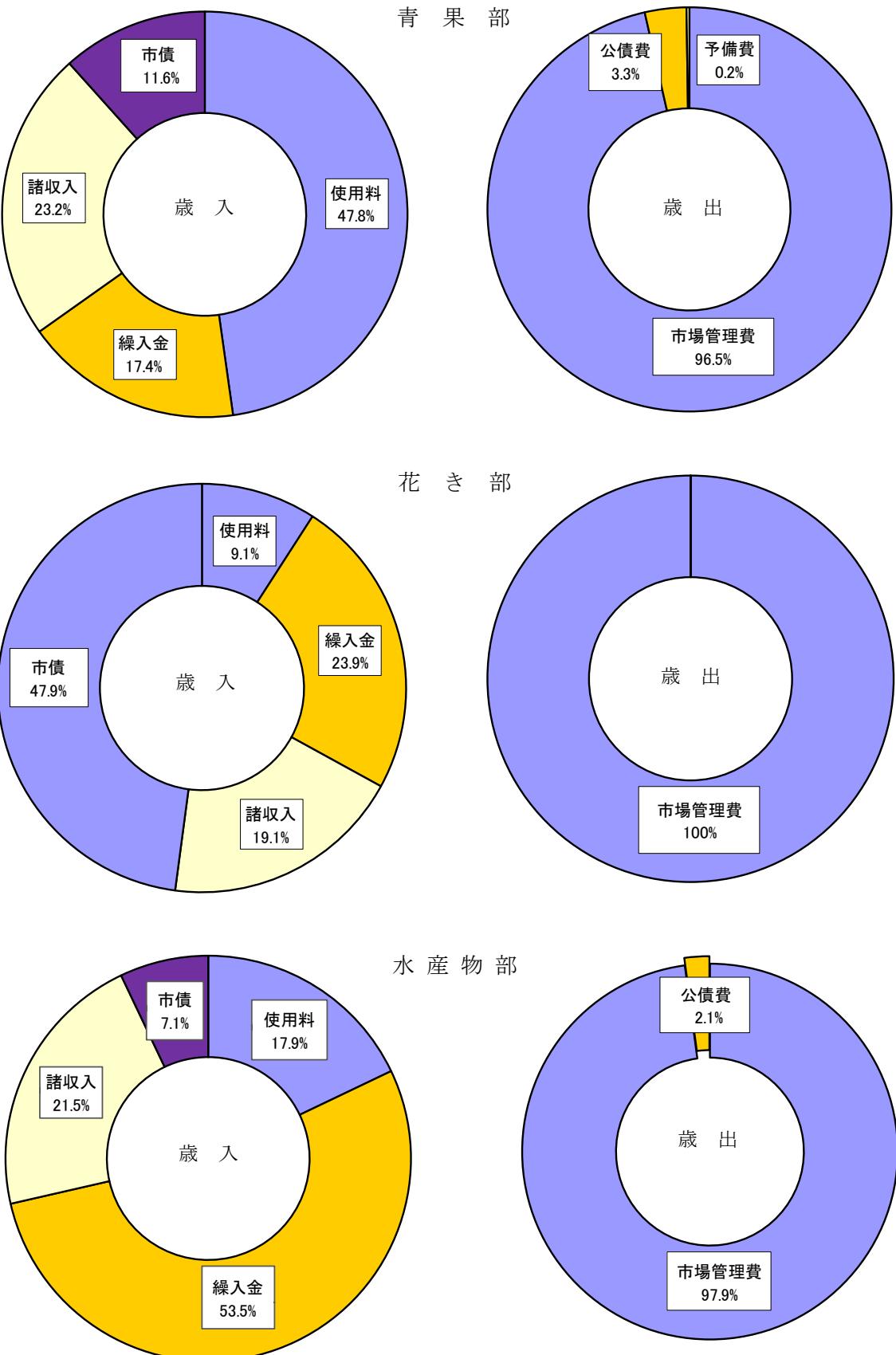
市場別 費目別	中央市場			水産市場	合計
	青果部	花き部	計		
市場管理費	412,492	58,666	471,158	428,941	900,099
公債費	元金	8,004	0	8,004	7,158
	利子	6,213	0	6,213	2,226
	小計	14,217	0	14,217	9,384
予備費	1,000	0	1,000	0	1,000
歳出合計	427,709	58,666	486,375	438,325	924,700

《歳入》

(千円)

使 用 料	市場使用料	61,870	411	62,281	25,693	87,974
	施設使用料	142,453	4,936	147,389	52,807	200,196
	小計	204,323	5,347	209,670	78,500	288,170
繰入金	74,500	14,006	88,506	234,547	323,053	
諸収入	99,086	11,213	110,299	94,278	204,577	
市債	49,800	28,100	77,900	31,000	108,900	
県補助金	0	0	0	0	0	0
歳入合計	427,709	58,666	486,375	438,325	924,700	

(3) 令和7年度市場別当初予算比率



3. 市場建設事業（年度別、市場別）

① 中央市場青果部

事業名		青果部建設事業（新設）						
項目 年度	S 4 4	S 4 5	S 4 6			S 4 7	S 4 8	
			繰越分	S 4 6	計		繰越分	S 4 8
工事費		14,275						414,544
用地費	508,294							
設計及び管理監督費	1,200					10,400	9,000	4,972
補償費	10,510	5,700	37,000	6,588	43,588			
事務費								
合計	520,004	19,975	37,000	6,588	43,588	10,400	9,000	419,516
財源内訳	国庫補助金							102,000
	県補助金							20,000
	地方債	520,000	19,000	37,000		37,000	10,400	9,000
	一般財源	4	975		6,588	6,588		13,916
	合計	520,004	19,975	37,000	6,588	43,588	10,400	9,000
419,516								

② 中央市場花き部

(千円)

事業名		花き部建設事業（新設）					
項目 年度	S 5 4	S 5 5	S 5 6			花き部合計	
			繰越分	S 5 6	計		
工事費		214,150	199,553		199,553		413,703
用地費							
設計及び管理監督費	6,900	3,550	1,039		1,039		11,489
補償費							
事務費	34	4,900	457		457		5,391
合計	6,934	222,600	201,049		201,049		430,583
財源内訳	国庫補助金	2,081	63,156	51,415		51,415	116,652
	県補助金						
	地方債	4,000	158,000	149,000		149,000	311,000
	一般財源	853	1,444	280		280	2,577
	合計	6,934	222,600	200,695		200,695	430,229

(千円)

			青果部冷蔵庫 棟建設事業	青果部（主として卸売場棟）増改築事業				青果部 合計	
計	S 4 9	計	S 5 1	S 5 3	S 5 4			バナナ 加工所	
					繰越分	S 5 4	計		
414, 544	1, 423, 543	1, 852, 362	212, 802	364, 808	71, 354	7, 931	79, 285	434, 042	2, 943, 299
		508, 294							508, 294
13, 972	3, 448	29, 020	5, 500	6, 037	1, 348		1, 348	8, 891	50, 796
		59, 798							59, 798
		2, 000	2, 000	800	14, 420	1, 573	1, 115	2, 688	4, 800
428, 516	1, 428, 991	2, 451, 474	219, 102	385, 265	74, 275	9, 046	83, 321	447, 733	3, 586, 895
102, 000	430, 000	532, 000	66, 889	115, 523	20, 591		20, 591	86, 543	821, 546
20, 000	86, 000	106, 000							106, 000
292, 600	912, 000	1, 791, 000	152, 000	269, 000	52, 000		52, 000	347, 000	2, 611, 000
13, 916	991	22, 474	213	742	1, 684	9, 046	10, 730	14, 190	48, 349
428, 516	1, 428, 991	2, 451, 474	219, 102	385, 265	74, 275	9, 046	83, 321	447, 733	3, 586, 895

(3) 水産市場

(千円)

(4) 合 計 (千円)

事業名		水産市場建設事業（新設）			
項目 年度		S 5 3	S 5 4	S 5 5	水産物部 合計
工 事 費			966, 530	1, 685, 105	2, 651, 635
用 地 費	1, 210, 252				1, 210, 252
設計及び管理監督費	29, 913	4, 300	7, 800	42, 013	
補 償 費					
事 務 費	139	9, 859	12, 946	22, 944	
合 計	1, 240, 304	980, 689	1, 705, 851	3, 926, 844	
財 源 内 訳	国 庫 補 助 金	10, 014	372, 552	597, 091	979, 657
	県 補 助 金				
	地 方 債	1, 229, 300	608, 000	1, 099, 000	2, 936, 300
	一 般 財 源	990	137	9, 760	10, 887
	合 計	1, 240, 304	980, 689	1, 705, 851	3, 926, 844

青 果 部
花 き 部
水 産 物 部 合 計
6, 008, 637
1, 718, 546
104, 298
59, 798
53, 043
7, 944, 322
1, 917, 855
106, 000
5, 858, 300
61, 813
7, 943, 968

4. 市場使用料（面積割、売上高割）

施 設 等	単 位 お よ び 明 細	規 則 の 額		
		中央卸売市場 青 果 部	公設花き 地方卸売市場	公設水産 地方卸売市場
卸 売 場	取 扱 額 割	セリ売若しくは入札又は相対取引に係る金額の	1,000分の3	1,000分の3
	面 積 割	1 平方メートルにつき月額	113 円	134 円
仲 卸 売 場	取 扱 額 割	許可を受けて、販売金額の	1,000分の3	1,000分の3
	面 積 割	1 平方メートルにつき月額	628 円	927 円
買 荷 保 管 積 込 所 (青果棟北側買荷保管積込所を除く)	〃	〃 〃	361 円	361 円
青果卸売棟北側買荷保管積込所	〃	月額 1 平方メートルにつき 1 時間	15 円	
冷 藏 庫	青果部一括、水産物部 1 平方メートルにつき月額	1,519,460 円		927 円
低 温 倉 庫	面 積 割	1 平方メートルにつき月額		927 円
倉 庫	〃	〃 〃	(ア) 505 円 (イ) 600 円	(ア) 515 円 (イ) 206 円
温 室	〃	〃 〃		721 円
バナナ加工所	〃	〃 〃	1,600 円	
加 工 所	〃	〃 〃	577 円	
関 連 店 舗	〃	〃 〃	752 円	1,133 円
業 者 事 務 所	〃	〃 〃	567 円	690 円
福 利 厚 生 施 設	〃	〃 〃	644 円	721 円
金融機関事務所	〃	〃 〃	865 円	
そ の 他 施 設	仮 植 場	〃		52 円
	土 地 (空地)	〃	年額	258 円
	地下埋設物	1 メートル	外径 15 センチメートル未満年額	13 円
			外径 〃 以上年額	26 円
	管 理 棟 内 事 務 室	面 積 割	1 平方メートルにつき月額	876 円
	專 用 駐 車 場	自動車 1 台	月額	2,575 円
	会 議 室	1 室	1 時間	206 円
	調 理 室	1 室	1 時間 (会議室含む)	
	井 水 水 栓	1 カ所	月額	412 円
	海 水 水 栓	1 カ所	外径 30 ミリメートル未満月額	515 円
			外径 40 〃 〃	824 円
			外径 40 〃 以上月額	1,545 円
場 外 荷 受 所	面 積 割	1 平方メートルにつき月額		52 円

5. 市場運営審議会

(1) 設 置

松山市中央卸売市場業務条例第79条、松山市公設花き地方卸売市場業務条例第75条、松山市公設水産地方卸売市場業務条例第74条に基づき、中央卸売市場及び地方卸売市場の業務の運営等に関し、必要な事項を調査審議するため、設置するものである。

(2) 組 織

審議会は20人以内の委員をもって組織する。

III 統 計 資 料 (年次)

1. 市場別、部門別取扱実績の推移 (年次)

上段：数量 トン、千件
中段：金額 千円
下段：価格 円/kg、件

年次 部門 市場	中央 市 場					水 産 市 場		
	青果部		花き部	水産物部		前年比	開市数	
	前年比	開市数		前年比	開市数			
令和 6年	69,850 21,870,474 313	96 105 110	250	9,103 1,112,697 122	90 92 102			7,598 8,735,806 1,150
5年	72,930 20,807,685 285	97 102 106	251	10,128 1,213,311 120	92 96 104			7,855 9,467,263 1,205
4年	75,499 20,397,157 270	95 102 107	254	11,015 1,264,421 115	96 101 106			8,552 9,120,544 1,066
3年	79,145 19,953,491 252	98 100 102	255	11,472 1,250,357 109	94 101 107			8,879 7,696,618 867
2年	81,063 20,011,477 247	99 104 104	255	12,151 1,237,726 102	88 92 105			9,121 8,095,867 888
元年	81,614 19,307,630 237	97 90 94	255	13,879 1,339,958 97	91 99 109			9,257 9,347,701 1,010
平成 30年	84,472 21,358,846 253	97 101 104	258	15,254 1,358,715 89	91 94 103			9,732 9,429,472 969
29年	87,150 21,179,648 243	100 93 93	264	16,831 1,450,958 86	98 96 99			10,036 9,804,105 977
28年	86,755 22,659,658 261	99 108 108	265	17,216 1,506,097 87	92 97 105			10,578 10,028,066 948
27年	87,493 21,070,074 241	98 106 109	266	18,633 1,554,418 83	90 97 106			10,596 9,859,842 931

(注 1) 取扱実績は中央卸売市場（青果部）、地方卸売市場（花き部・水産物部）の実績である。

2. 部門別、種別取扱高の推移（年次）

① 青 果 部

上段：数量 トン
中段：金額 千円
下段：価格 円/kg

種別 年次	総取扱	前年比	野 菜		果 実	前年比	青果物等 加工品	前年比
			野 菜	前年比				
令和 6年	(100.0)		(71.3)		(28.0)		(0.7)	
	69,850	96	49,795	97	19,575	92	480	100
	21,870,474	105	12,967,502	107	8,621,745	102	281,227	104
	313	110	260	110	440	111	586	104
5年	(100.0)		(70.2)		(29.2)		(0.7)	
	72,930	97	51,170	97	21,279	96	481	87
	20,807,685	102	12,103,847	102	8,433,045	102	270,793	100
	285	106	237	106	396	106	563	115
4年	(100.0)		(69.8)		(29.4)		(0.7)	
	75,499	95	52,730	95	22,214	96	555	100
	20,397,157	102	11,833,706	101	8,291,492	104	271,959	106
	270	107	224	106	373	108	490	106
3年	(100.0)		(70.1)		(29.2)		(0.7)	
	79,145	98	55,476	96	23,115	101	554	95
	19,953,491	100	11,707,283	99	7,989,339	101	256,869	100
	252	102	211	102	346	100	464	105
2年	(100.0)		(71.0)		(28.3)		(0.7)	
	81,063	99	57,564	101	22,917	96	582	93
	20,011,477	104	11,844,940	105	7,909,463	101	257,074	96
	247	104	206	105	345	105	442	104
元年	(100.0)		(70.1)		(29.1)		(0.8)	
	81,614	97	57,228	98	23,759	94	627	88
	19,307,630	90	11,242,856	87	7,797,495	96	267,279	93
	237	94	196	88	328	103	426	106
平成 30年	(100.0)		(69.2)		(29.9)		(0.8)	
	84,472	97	58,474	97	25,283	97	716	105
	21,358,846	101	12,983,438	100	8,087,391	102	288,017	97
	253	104	222	103	320	106	403	93
29年	(100.0)		(69.2)		(30.1)		(0.8)	
	87,150	100	60,271	101	26,194	100	685	96
	21,179,648	93	12,937,887	92	7,943,367	97	298,395	102
	243	93	215	91	303	96	435	106
28年	(100.0)		(69.0)		(30.1)		(0.8)	
	86,755	99	59,887	100	26,155	98	712	95
	22,659,658	108	14,136,664	108	8,230,764	108	292,230	100
	261	108	236	108	315	110	410	105
27年	(100.0)		(68.7)		(30.5)		(0.9)	
	87,493	98	60,089	99	26,657	95	747	91
	21,070,074	106	13,137,017	107	7,640,753	105	292,305	99
	241	109	219	108	287	110	392	109

(注1) () 内数字は総取扱を100とした場合の数量の構成比率である。

② 花き部

上段：数量 千件、千本、千鉢
中段：金額 千円
下段：価格 円／件、本、鉢

種別 年次	総取扱	前年比	切花		鉢物	前年比	切枝、花木 庭園木等		前年比
			切	花			前年比	前年比	
令和 6年	(100.0)		(88.4)		(2.7)		(8.9)		
	9,103	90	8,045	91	250	84	808	85	
	1,112,697	92	769,745	93	210,650	90	132,302	87	
	122	102	96	103	843	107	164	103	
5年	(100.0)		(87.6)		(2.9)		(9.5)		
	10,128	92	8,877	93	297	84	954	83	
	1,213,311	96	827,863	97	234,020	93	151,428	93	
	120	104	93	104	788	111	159	112	
4年	(100.0)		(86.3)		(3.2)		(10.5)		
	11,015	96	9,510	96	353	94	1,152	94	
	1,264,421	101	850,080	105	251,072	95	163,269	92	
	115	106	89	109	711	100	142	98	
3年	(100.0)		(86.1)		(3.3)		(10.6)		
	11,472	94	9,876	95	374	85	1,222	96	
	1,250,357	101	808,208	100	264,867	103	177,282	105	
	109	107	82	105	708	122	145	109	
2年	(100.0)		(85.9)		(3.6)		(10.5)		
	12,151	88	10,438	89	442	97	1,271	75	
	1,237,726	92	811,437	94	257,179	94	169,110	82	
	102	105	78	107	582	97	133	108	
元年	(100.0)		(84.6)		(3.3)		(12.1)		
	13,879	91	11,736	93	456	107	1,687	75	
	1,339,958	99	858,832	100	274,269	99	206,857	92	
	97	109	73	107	601	92	123	122	
平成 30年	(100.0)		(82.5)		(2.8)		(14.7)		
	15,254	91	12,585	91	425	91	2,243	91	
	1,358,715	94	856,778	93	276,215	97	225,722	92	
	89	103	68	103	650	107	101	102	
29年	(100.0)		(82.5)		(2.8)		(14.7)		
	16,831	98	13,886	97	468	99	2,477	102	
	1,450,958	96	920,577	94	285,529	102	244,851	98	
	86	99	66	97	610	103	99	96	
28年	(100.0)		(83.1)		(2.8)		(14.1)		
	17,216	92	14,312	93	475	89	2,430	88	
	1,506,097	97	974,330	96	281,166	101	250,601	94	
	87	105	68	103	592	113	103	139	
27年	(100.0)		(82.4)		(2.9)		(14.7)		
	18,633	90	15,346	91	532	97	2,754	86	
	1,554,418	97	1,010,937	96	278,067	103	265,414	92	
	83	106	66	106	523	106	74	83	

(注1) () 内数字は総取扱を100とした場合の数量の構成比率である。

上段：数量 トン
 中段：金額 千円
 下段：価格 円/kg

③ 水産物部

種別 年次	総取扱	前年比	鮮魚	前年比	冷凍		塩干加工品	前年比
					冷凍	前年比		
令和 6年	7,598	97	(92.6)	97	(3.6)		(3.8)	
	8,735,806	92	7,036	97	276	96	286	88
	1,150	95	7,994,396	92	463,526	98	277,884	100
			1,136	94	1,678	102	972	114
5年	7,855	92	(92.2)	90	(3.7)		(4.1)	
	9,467,263	104	7,241	103	288	96	326	141
	1,205	113	8,715,560	114	474,525	105	277,178	127
			1,204		1,651	110	850	90
4年	8,552	96	(93.8)	95	(3.5)		(2.7)	
	9,120,544	119	8,020	119	300	96	232	172
	1,066	123	8,451,558	125	450,580	106	218,406	122
			1,054		1,504	111	941	71
3年	(100.0)		(95.0)		(3.5)		(1.5)	
	8,879	97	8,432	97	312	105	135	98
	7,696,619	95	7,093,514	95	424,041	104	179,064	94
	867	98	841	97	1,358	98	1,324	96
2年	(100.0)		(95.2)		(3.2)		(1.6)	
	9,121	99	8,687	99	296	84	138	85
	8,095,867	87	7,497,039	87	408,721	82	190,107	80
	888	88	863	88	1,379	97	1,380	95
元年	(100.0)		(94.4)		(3.8)		(1.8)	
	9,257	95	8,743	95	351	89	163	99
	9,347,701	99	8,609,371	100	500,309	91	238,021	97
	1,010	104	985	105	1,427	102	1,458	97
平成 30年	(100.0)		(94.3)		(4.0)		(1.7)	
	9,732	97	9,176	98	393	83	164	77
	9,429,472	96	8,634,578	97	548,483	87	246,411	87
	969	99	941	99	1,397	106	1,504	113
29年	(100.0)		(93.1)		(4.7)		(2.2)	
	10,036	95	9,347	96	475	90	214	61
	9,804,105	98	8,892,530	99	627,967	92	283,607	88
	977	103	951	102	1,323	102	1,327	145
28年	(100.0)		(91.7)		(5.0)		(3.3)	
	10,578	100	9,699	100	527	102	352	88
	10,028,066	102	9,019,886	102	684,964	107	323,217	88
	948	102	930	102	1,301	106	918	100
27年	(100.0)		(91.3)		(4.9)		(3.8)	
	10,596	97	9,678	97	519	91	399	95
	9,859,842	101	8,856,107	101	638,446	95	365,290	99
	931	104	915	104	1,231	104	915	104

(注1) () 内数字は総取扱を100とした場合の数量の構成比率である。